

平成17年度第1回札幌市次世代育成支援対策推進協議会

日時 平成17年8月22日(月)午前10時～

場所 STV北2条ビル6F1～3号会議室

子ども未来局長あいさつ

事務局 平成17年度第1回札幌市次世代育成支援対策推進協議会を開催致します。まず会議に入ります前に子ども未来局局長からご挨拶させていただきます。

子ども未来局長 どうも皆さんおはようございます。この度、7月1日付けで子ども未来局局長の職務に就きました飯塚でございます。どうぞよろしくお願いいたします。今日は皆様本当にお忙しい中、この会議にご出席をいただきましてありがとうございます。委員の皆様方には常日頃、札幌市の次世代育成推進にあたり、大変深いご理解とご協力をいただきまして本当にありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。さて、先日厚生労働省の方から国と都道府県の合計特殊出生率、平成16年の数字が発表されたところでございますけれども、その数値を見ましても依然として少子化傾向に歯止めがかかっていないというような状況でございます。また、皆さんご存知のように札幌市の合計特殊出生率、平成15年は1.02ということで、政令市の中でも一番低い数値となっております。平成16年の数値につきましてはまだ発表されておりませんが、今のところさらに下がるのではないかと推測されているような状況でございます。本当に少子化への対応というのは国、また札幌市にとっても、本当に待たなしの状況ではないかと思っているところでございます。しかしながら、子どもを産むということにつきましては個人の選択に委ねられるべきものと思っておりますし、また、その中で行政ができることというのは本当に子どもを育てやすい環境づくり、あるいは子どもが健やかに育つ、あるいは育まれる環境をつくっていく、また、子育てそのものを社会全体で支えていくという意識の醸成を図るといような、次世代育成のための支援であると思っております。札幌市では皆様方の多大なるご尽力によりまして、昨年9月に全国に先駆けまして次世代育成支援対策推進行動計画「さっぽろ子ども未来プラン」を策定することができました。本当にありがとうございます。皆様方のお力に対して本当に感謝を申し上げたいと思います。本日の会議は、このプランが確実に推進されているかどうか、平成16年度実施状況に基づきまして皆様方に検証していただくわけでございますけれども、皆様のさまざまな視点で忌憚のないご意見、あるいはご指摘をいただくことができれば幸いに思うところでございます。私ども本当に企業や地域をはじめまして関係機関と連携、協力をしながら、今後一層次世代育成支援のための推進を図ってまいりたいと考えております。本日の会議は有意義なものとなりますよう、簡単ではございますが、ご挨拶させていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

事務局 それでは議事に入らせていただきたいと思います。議事の進行につきましては座長にお願いをしたいと思います。金子座長、よろしくお願いいたします。

座長あいさつ

金子座長 早いもので未来プランができてから1年になります。この協議会は年に1回、1年間の次世代育成のアドバイス、計画がどのように実施され、それがどのような結果をもたらしているかについての報告をいただいて、それに対しての具体的な質問などを行うということで、よろしくお願いいたします。それではまず新しい年度で委員の方々が何人かお代わりになっていますので、まずは新委員の方から簡単な自己紹介をしていただきたいと思います。

副座長の竹本委員から。

新委員あいさつ

竹本副座長 今年の4月から野田会長に代わりまして、札幌市私立保育所連合会の会長をやっております竹本でございます。

湯浅委員 民生委員児童委員協議会副会長の湯浅でございます。よろしくお願いいたします。

富田委員 私もこの4月から青少年育成委員会連絡協議会副議長をしております。いろいろ勉強させていただきたいと思っています。

志賀委員 北海道労働局雇用均等室長の志賀と申します。

金子座長 どうもありがとうございました。その他の委員の方々は、引き続き本年度もよろしくお願いいたします。何人かの委員の方々は、今日はお休みでございまして、このメンバーでほぼ12時ぐらまで議論いただきたいと思います。それでは次に、本日の中心的な議事でございますが、さっぼろ子ども未来プランの16年度の実施状況についてのご報告を事務局の方からお願いいたします。

事務局説明

事務局 子ども企画課長の三井と申します。今日は司会進行をさせていただいております。

説明の前に事務局から2点ほど皆様に協議会の運営に関するお話させていただきたいと思っております。

協議会の運営に関して

事務局

まず、1点目でございますけれども、この度新しく委員として6名の方が変わられ、今出席されている4名の方がご挨拶いただきました。その方々のお手元には委嘱状を置かせていただいておりますけれども、委嘱期間は、一旦はこの協議会の設置要綱によりまして前任者の在任期間であります11月5日までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

2点目は副座長についてであります。当初設置要綱により委員の皆様の互選ということで決めさせていただいたところではございますけれども、この度副座長をお願いしてありました札幌市私立保育所連合会の会長が竹本会長に替わられたところでございます。本来であれば、改めて委員の皆様の互選という手続きを経て選出すべきとは思いますが、前野田会長の在任期間を引き続き竹本会長をお願いいたしますことから、副座長も併せてお願いするという事で皆様にお諮りする前に座席表や委員名簿の作成をさせていただいております。その点に關しましては事後となりましたけれども、委員の皆様のご了解をいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。ご異論がないようですので、竹本委員に副座長をお願いいたします。また、後ほど報告事項としまして委員の任期にかかる要綱改定について改めてお願いさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

「さっぽろ子ども未来プラン」の16年度実施状況について

事務局

それでは、早速子ども未来プランの平成16年の実施状況ということでご説明させていただきたいと思っておりますが、ここから若干長くなりますので失礼ながら座って説明させていただきたいと思っております。お手元の資料に基づき説明させていただきますけれども、その前に本日お配りいたしました資料の確認をさせていただきたいと思っておりますので、お手元にお配りした会議次第の裏面をご覧ください。会議の議事資料につきましては事前にお送りさせていただいておりますけれども、改めてご確認をお願いいたします。なお、新たに委員になられた方には、「さっぽろ子ども未来プラン」とその「概要版」も併せて、お送りさせていただいております。まず議事資料1としてA3版の2枚ものカラーで、右上に資料1と書かれておりますけれども、「さっぽろ子ども未来プラン平成16年度実施状況総括表」。資料2といたしましてA4版で60ページあります「さっぽろ子ども未来プランの平成16年度個別事業実施状況と平成17年度新規に追加された個別事業一覧表」。そして資料3といたしまして「区における主な子ども関連事業」。以上の3種類が資料でございます。次の報告関係の資料と参考資料についても、併せて簡単にご説明申し上げます。報告関係の1番目が「(仮称)札幌子ども権利条例の制定の取り組み状況」、資料5として「札幌市子ども権利条例制定委員会委員名簿」、資料6といたしまして「札幌市幼児教育市民会議答申」、資料7といたしまして「札幌市次世代育成支援対策推進協議会設置要綱」、資料8といたしまして「札幌市次世代育成支援対策推進協議会委員名簿」ということになっております。そして参考資料ですけれども、これは資料付番をしておりませんけれども、「子ども・子育て応援プラン」として厚労省が出しているものです。それと「北の大地子ども未来づくり北海道計画概要版」も北海道が出しているものです。そして「男女共同参画に関する企業の意識調査業務報告書」、これは札幌市のものです。最後に「さっぽろ子ども未来プランの主な更新統計データ」ということでございます。最後の更新データでございますけれども、これはさっぽろ子ども未来プラン策定時に札幌市の現状として載せてあります統計データなどで新たに更新されたものを一覧表としてまとめたものでございます。本日お配りしている資料は以上でございますけれども、資料はお揃いでしょうか。

それではさっぼろ子ども未来プランの平成16年度実施状況につきまして、資料1の総括表に基づきましてご説明させていただきます。

まず総括表ですが、このプランが目指すべき目標であります基本理念とプランの策定や、個別事業を実施する際に特に留意すべき基本的な視点を改めて載せております。次に、その右側に二つの表を載せておりますけれども、プラン策定後に概数ではありますけれども新たに発表された全国と北海道の合計特殊出生率と本市の出生数の推移であります。平成16年の全国の合計特殊出生率は1.29と前年と同水準であります。北海道は平成15年より0.01下がり、平成16年については1.19となっております。札幌市につきましては秋頃に発表されることとなっておりますけれども、出生数を見ますと249人減少しておりますので、数値としてはわずかながら下がるものではないかなという推測がされるところでございます。

以降、その下からですけれども、平成16年度の施策事業の実施状況ということになりますが、この部分の作成にあたりましては、プランに掲載されている200あまりの事業の担当部局に平成16年度の実施状況について照会を行い、60ページに渡る資料2として取りまとめたうえ、個別事業全体の実施事業につきましては基本目標ごと基本施策と、そして代表的といいますか、市民の方から見て基本施策面からその個別事業を連想しやすいものだとか、事業実績が指標としてわかりやすいものなどをピックアップして個別事業を掲載し、その右側にそれぞれの事業の指標とその指標の初期値、平成16年度の実績、そしてプランの目標年次としている21年度の目標を載せております。なお指標欄のカギ括弧、ちょっと太い括弧になりますが、これは指標を設定しているという事業を表しており、普通の括弧については指標がない事業という表記方法をとっております。またその右側、薄緑の囲みですけれども、基本目標全体の実施状況として「まとめ」を記述しております。そして最後に、平成17年度の特記事項として平成17年度の主な取り組みや、このプランの策定の後、平成17年度に新たに追加された新規事業と統合・廃止された事業を載せております。またこの欄に、

のあとに数字 - 数字と表記しているものですが、これはプランの基本目標が最初の数字で、バーがあって基本施策の番号というようなことで表しております。

それでは、早速基本目標1からご説明させていただきます。基本目標1は健やかに生み育てる環境づくりということでございます。まず基本施策1の安全な妊娠・出産への支援であります。特定不妊治療費助成事業の実施に向けた検討を行ったところであります。この事業につきましては、指標や目標を設定しておりません。次に基本施策2、育児不安の軽減と虐待発生予防への支援につきましては、医療機関からの育児支援が必要と思われるケースの情報を受けて家庭訪問を実施する保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業ですが、指標、目標の設定をしておりません。ただ、16年度の実績といたしましては、225件の情報提供がありまして、201件の家庭訪問をやっているということでございます。なお、情報提供件数と家庭訪問件数に24件の差がございますけれども、この24件につきましても検診や電話相談等により継続的に状況把握を行っているということでございます。次に基本施策3、子どもと母親への健康支援については乳幼児健康診査を実施しており、それぞれの実施状況についてはご覧の通りでございます。なお、真ん中の1歳6カ月の受診率が若干下がっておりますけれども、対象の子どもの数が減少しております。未受診者が少しでも増え

ますと分母数が減っている分数値の反映が大きくなると推測しておりまして、経年的に見ましても2%前後上下しているということから横ばいの状況と考えてよろしいのではないかなと考えております。4番目の基本施策、小児医療の充実については小児科の当番医療体制と救急医療体制の充実強化を図るため、休日救急当番運営事業と2次救急医療機関運営事業を実施し、実施状況につきましてはご覧の通りで、それぞれ当番施設の増加や2次緊急医療機関が毎日対応可能となるなど掲げていた目標を達成しております。以上が基本施策ごとの状況でございますけれども、これらの基本目標としてのまとめとして、「16年度は特定不妊治療の助成の開始に向けた検討や休日、2次救急医療体制の強化が図られるなど健やかに生み育てる支援体制が充実拡充された。また乳幼児健康診査の実施や、医療機関からの情報提供による家庭訪問の実施など子どもと母親の健康増進や育児不安の軽減のための事業が確実に実施された」とまとめた」ところであります。次に、一番右の欄の17年度の個別事業に関する特記事項については、先ほどご説明いたしました特定不妊治療費助成事業が今年10月に開始されるほか、不妊専門相談センターが設置される予定であります。また、食育の推進事業として17年10月に食育推進フォーラムを開催する予定であります。このようにまとめさせていただきました。

続きまして、基本目標2以降の説明となりますが、本来であれば以後の基本目標につきましても、今のご説明と同様の感じでご説明すべきと思っておりますけれども、事前に資料を配付させていただいていることや時間との関係から恐れ入りますが、基本目標2以降につきましては、まとめと特記事項を中心にご説明させていただき、必要によって個別事業等に触れさせていただくということにさせていただきます。

基本目標2ですけれども、これは地域、区、全市の3層構造により子育て支援の展開を含め5つの基本施策がございます。代表的な事業と実施状況につきましては省略させていただき、まとめのところをご覧いただきたいと思っております。「国庫補助が2カ年となり、16年度の認可保育所整備の一部が年度内に完了しなかったものの、児童クラブを増設するなど保育サービス等の充実が図られ、また母子家庭等自立促進計画の策定や乳幼児医療費助成、及び母子家庭等医療費助成の対象拡大など子育て家庭への支援が進められた。とりわけ地域で子育て家庭を支援する地域主体の子育てサロンの設置数や、子育てサポートセンターの利用が増加している」というようにまとめました。また、まとめの上に地域型子育てサロンの設置済み小学校区の割合のグラフを載せておりますけれども、当初予定を上回る設置率となっております。右の特記事項でございますけれども、当初計画されていた若年層等就職支援事業と再就職支援事業が若年層就職支援事業として統合されました。基本施策4になりますが、待機児童の解消に向けた認可保育所整備事業を引き続き定員増に向けた整備を行います。一方、労働、職場環境に関する問題については、解決のために必要な基礎知識の提供や、各種相談機関を紹介するリーフレットの作成、配布やセミナーを開催する労働、職場環境に関する問題解決支援事業と、16年度に策定した母子家庭等自立促進計画に基づく、自らの能力開発に対して給付金を支給し、母子家庭の自立支援を目的とした母子家庭自立支援給付金事業を新たに追加いたしました。

次に資料1の2ページ目をご覧いただきたいと思っております。基本目標3、豊かな子ども時代を過ご

すための社会づくりについてですが、子どもの権利を尊重する社会風土の醸成を含め3つの基本施策で構成しております。まとめといたしましては、「子ども議会や、私たちの児童会館づくり事業などの子どもの意見表明の場の設定や、児童虐待防止、健全育成、子どもや保護者の悩みについての相談・助言などの取り組みが着実に進められた」という風にしております。上のグラフですけれども、地域における児童虐待予防協力員の登録者数の推移を表したものでございます。特記事項といたしまして、本年度仮称札幌市子どもの権利条例の制定及び推進事業が開始され、この4月に札幌市子どもの権利条例制定検討委員会を設置したところであり、条例づくりに動き出したところでもあります。また子どもや家庭に関する諸問題の24時間対応が可能な専門的な相談支援を行う児童家庭支援センターを今年度から市内2カ所目として、豊平区の羊ヶ丘養護園で開設いたしましたということでございます。

次に、基本目標4の次代を担う心身ともにたくましい人づくりについてですけれども、5つの基本施策で構成しております。この中で、基本目標4の子どもに関する市民学習事業における参加者数の16年度実績が計画策定中の15年度よりも若干減少しておりますけれども、市民からの要望によるアシスト出前講座の依頼数が増えており、市民の子どもの健全育成に関する関心は高まっていると考えているところです。そこでまとめといたしまして、「子ども自身が体験挑戦する事業が多数実施され、また思春期ヘルスケア事業におけるふれあい体験の増加など思春期の成長への支援や、子どもたちの活動を家庭、地域などで支援する取り組みが広がられました」という風にいたしました。特記事項といたしましては、大通り14丁目の旧札幌控訴院である札幌市資料館の法廷を復元するなど、施設の特徴を生かし司法教育を進めるとともに、この6月に札幌市子どもの読書活動推進計画を策定したところであり、今年度中に札幌市幼児教育振興計画と学校適正配置計画を策定することとなっております。また子どもたちに田植えなどの農業体験の場として、札幌さとらんど農業体験学習事業や、子どもたちが各国の留学生や外国出身の子どもたちとの交流や、遊びなどを通して国際感覚を身につけて、国際親善の大切さを学ぶ機会とする子どもワンダーランド事業を新たに追加いたしました。次の国際ユースネット21補助事業につきましては補助対象としている事業が廃止されたことに伴い、補助事業を廃止したものでございます。

最後に、基本目標5です。子どもと子育て家庭にやさしいまちづくりについてでありますけれども、2つの基本施策があります。まとめといたしましては、「母子家庭などの市営住宅の当選確率の拡大や、地下鉄駅のエレベーターなどを整備する福祉のまち推進事業などが進められ、子どもや子育て家庭にやさしいまちづくりが進められた」としております。特記事項といたしましては、本年度子どもや家族を主体とするスポーツ活動の環境づくりを目指す、北区新琴似の市民運動広場整備事業の土壌調査などが実施されています。以上で基本施策ごとのまとめのご説明とさせていただきます。また最後の右下にあります、四角い囲みです。これまでご説明いたしました、新規・統合・廃止による事業のまとめであり、当初計画策定時の200事業が、現在プラスマイナスされて202事業となっております、うち目標を設定している事業が118という状況でございます。

これら基本目標1から5の総括として、プラン全体の進捗評価や課題、基本目標全体にかかる共通事業についてまとめたものであります。総括として、3点挙げさせていただいております。一つ

目がプランの全体的な進捗状況と評価であります。プランを策定して1年目ということもあり、概ね着実に進められたものと考えております。なお、サービスを提供する施設や拠点の整備にあたっては、今後地域のニーズを適切に踏まえながら進めていく必要があると考えておりました、今後ともプランを着実に進めることを基本としながら国や本市の財政状況等を総合的に勘案しながら対応していくこととしております。また二つ目は、区における子どもに関する事業についてですけれども、これらはプランにおいては各種体験事業として掲載しておりました、その他の事業についても毎年変わる要素がございますので、計画策定時においては計画書に掲載することは相応しくないという判断で掲載しておりませんでした。しかしながら区や地域において、まさに子どもを見守る活動や、世代間交流、子育て支援活動など、先ほどの資料3にまとめてありますとおり、さまざまな子ども関連事業が数多く実施されており、本市として社会全体で子どもや家庭を支援する意識づくりを推進していくためには、プラン掲載事業と両輪となって進めていく必要があると考えております。今後これらの活動をさらに広げていくための情報提供などによる支援方法について検討していくこととしております。今ご説明したことから、資料3につきましては各区の主な取り組みとして、たくさんある中で、3つずつ、16年度の取り組み実績としてご紹介させていただいているところでございます。最後の総括になりますけれども、プラン全体を通して新たな制度、事業が開始され、また、新たな計画の策定が予定されております。これらの次の段階として、制度、事業、計画の実施という風になりますけれども、その際には関係機関、団体はもとより市民との協働や、市民に利用していただくためには事前の周知など効率的な情報の提供が必要であり、その手法について十分検討した上で実施する必要があります。また、次世代育成支援対策をさらに進めていくためには、庁内各局や区との連携をはじめ、関係する行政や、機関、団体、地域とより一層連携を図る必要があります。以上のように総括させていただきました。

以上ちょっと急ぎ足になりましたけれども、子ども未来プランの平成16年度の実施状況の説明とさせていただきます。

続きまして、今後のスケジュールについて、簡単にご説明させていただきたいと思っております。本日の協議会の後、9月1日に市議会の少子化対策青少年育成調査特別委員会で報告をさせていただき、ご審議いただく予定でございます。その後9月中旬を目途として市民公表を行う予定であります。この市民公表にあたりましては、今ご説明いたしました資料1・さっぽろ子ども未来プラン総括表と、資料2・さっぽろ子ども未来プランの平成16年度の個別事業実施状況表と、17年度新規追加された個別事業一覧表、60ページのものでございます。そして資料3。今ご説明いたしました区における子ども関連事業。この3点セットを私どものホームページに掲載したり、印刷したものを本庁、区役所などでご覧いただけるようにしたいと考えているところでございます。私の方からは一旦は以上でございます。

意見交換

金子座長 はい、ありがとうございました。私たちが昨年度作りましたプランの、まず1年目の実施状況について総括的にお話しいただきました。現在、9月の選挙を巡って政党がそれぞれマニフ

エストを出しております、この少子化の問題についても、それぞれが立場をはっきりさせて内容をアピールされていると思いますが、昨年までと違いまして社会全体で支援するという点については、ほぼどこでも合意ができていますので、そういう意味からすると私たちのこのプランは1年先取りしたものであったと、今私は思っております。そういうことで資料1の1ページ目の基本理念「子どもの輝きが全ての市民を結ぶまち」、基本的な視点の「子どもの視点」、「次世代の育成の長期的な視点」、「社会全体で支援する視点」、この3つの基本的なものから導き出された5つの目標の内容と、それから実施状況につきましてただ今のご説明についてご意見、ご質問がございませんでしょうか。はい、三浦委員、お願いいたします。

三浦委員 基本目標2の3番、家庭生活ですけれども、親が、用事があると言いますと、子どもがけっこう具合が悪くなったりするものがあるんですね。これ、年に1回というのはちょっと少ないんじゃないかしらと思うのですけれども、どうでしょうか。

金子座長 いかがでしょうか。セミナーの開催の数が1回では少ないのではないかとこのことでございますが。

事務局 ここに記載しておりますセミナーの開催は、実は、私ども子ども育成部が国庫補助を受けまして行っている、いわゆる啓発事業、PR事業ですけれども、予算が国庫補助金300万で実施している事業でございます、16年度につきましては、その300万円を有効に活用するという意味ではフォーラムを1回、3月に実施させていただいたということでございます。一応そういう内容を国の方に申請して補助金をいただいているという関係から、どうしてもそれに縛られてしまうんですけれども、今後は、私どもが17年度もこの普及啓発事業を国庫補助を受けましてやる予定です。今回は我々の子ども育成部と、子育て支援部と共同して、11月、12月と日にちを分けて、テーマを若干変えまして行う予定でございます。今後につきましては、そのように工夫をいたしまして、1回だけに終わることなく、回数を増やすということもそうですし、その対象を変えていくとか、いろいろな部局と連携しながらやっていくとか、そういう工夫をしながら、啓発事業をより有効に進めてまいりたいと考えているところでございます。

金子座長 はい、ありがとうございました。三浦委員、よろしいでしょうか。

三浦委員 はい。

金子座長 ありがとうございます。ほかにご意見、ご質問、あるいはご提言、はい、副座長の竹本委員、お願いいたします。

竹本副座長 2点ほどお尋ねしたいのですけれども、今の総括表の1ページ目の基本目標1の2の

所の虐待発生防止への支援の所で、通報件数が225件中訪問できたのが201件、この24件の中で訪問拒否された件数というはあるんでしょうか。それがまず1点と、それから2ページ目の基本目標3の2ですけれども、ここで連絡会議が市全体で年2回実施されておるようですけれども、各区でのネットワークの実施状況というのはどういう風になっているのかお聞かせいただきたいと思います。

金子座長 はい、2つのご質問でございます。いかがでしょうか。

事務局 健康衛生部長の小林でございます。私の方から、1点目の24件の未訪問理由の内訳について、ご説明させていただきます。24件のうち19件については、訪問を希望していないと。それから2件につきましては連絡がつかない。それから1件につきましては疾病のため子どもが死亡したということと、残る2件につきましては現在訪問の調整中でございます。従いまして拒否ということでは統計は取っておりません。

金子座長 はい、ありがとうございました。よろしいですか。それではもう1点、基本目標3の2の関係でございますが。

事務局 児童虐待防止のネットワークの関係ですけれども、各区で定例会議10回ほどということで、資料の31ページの右側の方に、「区の児童虐待予防・防止ネットワーク事業」ということで、そこに記載してございますのでご参照していただければと思います。

金子座長 はい、ありがとうございました。それではほかにございませんでしょうか。はい、長谷川委員、お願いします。

長谷川委員 2点お尋ねしたいのですけれども、基本目標2の1の、地域、区、全市の3層構造によるところのさっぽろ子育てサポートセンターの利用が大幅に拡大というところで、もう初年度で目標値を大幅に超える件数を受けているということなんですけれども、これはこれだけニーズがあるということなんだと思いますが、この目標値をこれ以上に拡大してもっとたくさんの方が使えるようなことを考えていくのか、もうある程度目標値がこれなのでお考えなのかお尋ねしたいのと、地域主体の子育てサロンの設置済み小学校区の割合というところで、地域主体というのは地域の人たちがやっていると捉えた数字なのか、それとも札幌市でやっている子育てサロンも含めた数字なのか、そのところをお願いします。

金子座長 はい、基本目標2の1のことでございますが、いかがでしょうか。

事務局 はい、子育て支援部長の山本でございます。2点、お答えいたします。最初にサポートセ

ンターの利用増ということでございますけれども、その表にございますように、16年度5904件という風に大幅に目標数値を上回っております。我々といたしましても、このサポートセンターが保育所整備、いわゆるハードの隙間として市民に根付いてきたのかなと思っています。そういう意味でも、今後とも目標数値にかかわらず、さらにきめ細かに利用促進を図れるよう努力をしていきたいと考えております。それから2点目の子育てサロンの地域型でございますけれども、ご存知のようにサロンには3通りございまして、1つは市内の児童会館99館をベースにしているサロンがございます。それからもう1つはいわゆる保育所を中心にしたサロンでございます。そして、今ご指摘の地域型ということで3種類のサロンがございまして、基本的に地域主体型のサロンというのは地域の方々が努力していただいて開催している状況のもので、さらに増やしていきたいと考えております。ちなみに7月現在では設置済み小学校区は150校区を超えていますので、順調に整備水準が向上しているのかなと思っております。以上でございます。

長谷川委員 ごめんなさい。ちょっと質問の仕方が悪かったかと思うんですが、地域主体の子育てサロンの設置の所の横並びにこのように書かれると、地域主体の子育てサロンが地域の人たちがやっているサロンがこれだけあるという風にとられるかなと思うんですけれども、今の説明はそういうことなんでしょうか。もう一度、お願いします。

事務局 ここの割合につきましては、今言いました3通りのサロンが全市でどのように整備されるかという割合を示しておりますので、ご指摘の地域主体だけの割合を示したものではありません。

長谷川委員 私たち委員はわかっているんですけれども、これを市民の人に公表する時にこのように書かれると、サロンのほかにこれだけいっぱいあるという風に思われるのではないかなと思うので、ちょっとそこを整理して発表された方がいいんじゃないかなと思います。

金子座長 はい、ありがとうございます。表現の仕方ですね、むしろね。それはよろしいですか。

事務局 それは検討したいと思います。

金子座長 ありがとうございます。ほかにご意見ございませんでしょうか。はい、貝塚委員、お願いします。

貝塚委員 まず基本目標1の1の安全な妊娠・出産への支援の所で、今、不妊治療、不妊治療ってものすごく言われていて、そういったことがこういう施策の中にも入ってきているんですけれども、不妊ばかりではなく第2子、第3子を産む方への援助というのは考えられていないんでしょうか。例えば第3子ぐらいになりますと、上のお子さんを託児するとか、検診を無料にするとか、少子化に関することであれば、そういったことも必要なのではないかなと思うんですけれども、一人もいな

い方もいらっしゃるかもしれませんが、2人、3人、もっとほしいという方も周りにいっぱいいて、皆何があるかといえばやはりお金の問題で、「3人目はちょっとね」、「4人目はちょっとね」という話になるので、やはりそういったことでも少子化というのは変わってくるのではないかと思うので、そういったことはどうなんでしょうか。

あと基本目標2の1の2ですか、子育てサポートセンター。これは資生館小学校が建った時にものすごく立派な施設が建ったなと思って、けっこう皆さん喜んでいたんですけども、今度こっこの60ページの方を見てみると琴似の方は琴似保育園を利用、手稲も手稲保育園を利用と書いてあって、琴似保育園は今までも利用はしていたんですけどもけっこう行きづらい場所にありまして、地下鉄が近いといえば近いんですけども、昼食を取ったりとかはできないので、例えば雨の日、雪の日というのは本当に短い時間しかいることができない場所なんですね。そういったところをサロンにしてしまって、例えば中央区の方は資生館があるからいいけれども、西区の人や手稲区の方はちょっとねという形になってくるのではないかと思います。保育所ですので、保育園の方が寝ている時間は静かにしなければいけないとか、そういったことで遊びに行った子どもは自由に遊べない状況にあるのではないかと思います。西区にはちえりあもありますが、あそこも子どもを連れて行けるところではなくて、サークルなどで申し込まなければ使えないというのもちょっとおかしな話ではないのかなと思うので、そういったことはどうなっているのでしょうか。あと基本目標2の4ですか。多様なニーズに合わせた保育サービス等の充実。資料を見ても保育園に関する改革案はいろいろ出ているんですが、幼稚園に関するものがほとんど出ていないのがどうしてなんだろうと思ひまして。働いているお母さんに支援は多くても、家庭にいる母親に対する支援というのがものすごく少ないのではないかと思います。それで先ほど出たセミナーの問題ですけれども、そういったセミナーなども託児がないものがほとんどで、実際に子育てしている人が出席できないものがものすごく多いのではないかと思います。いかがでしょうか。

あと再就職支援の方も、例えば企業でいい企業に勤めていた人は1回辞めてまた再就職というものもあるかもしれませんが、特に手に職を持っていない人の再就職といったものがどうしても土日も勤務のものが多と思うんですね。家庭にいる子育てしているお母さんというのは、土日はできれば家にいた方が、子どもが小さければ小さいほど学校が休みだったりして、そういうことが多いと思うんですけども、そういった意味での再就職の支援というのはどうなっているのでしょうか。

金子座長 はい、多岐に渡りますが、まず基本目標1の1の第3子、第4子の出産の支援ということからいかがでしょうか。

はい、じゃあサロンの方から。

事務局 子育てサロンの関係のご質問ですが、ちえりあの比較がお話にございましたけれども、資生館の位置づけで申しますと資生館は全市の一つの中心センターという意味で、中央区というよりも、いわゆる全市の方が利用いただくという意味では、特定の中央区だけを対象にはしておりません。ただ、今ご指摘がありましたように子育て支援総合センターの方での昼食の利用だとか、滞在

時間の長時間化とかでは非常に評判がよろしいものですから、来年4月にオープンしている区の支援センターの利用の内容につきましては、今ご希望のありましたような昼食の取り方も含めて、いわゆる昼休みということを入れないで連続して利用できるような工夫ができないか、今、内部的には検討している最中でございます。できるだけそういう利用を取り入れていきたいと思っています。琴似保育園の現状を踏まえて、どういう昼休みの利用ができるか工夫していきたいと思っています。手稲はおそらく別ところで答えると思いますけれども、子育て支援センターにつきましては全部新設の形で、かつハード的にも開設できればよろしいんですけども、現状ではなかなかそうもいかないものですから、手稲区、西区につきましては既存の保育所をご利用いただくと。ただ利用いただく中では現状よりも利用しやすい工夫はしていきたいと考えております。

金子座長 はい。それ以外で例えば再就職の支援というお話もあったかと思いますが、それはどうでしょうか。行政、特に自治体が、なかなかそういうことをしづらいということはよくわかりますので。

事務局 子育て支援課長の吉田と申します。今、再就職支援ということで土日はなかなか難しいというか、大企業の方で行けば割りとやさしいというか、そんなお話があったと思いますけれども、私どもが進めているのは、基本的には就業環境が一番厳しい母子家庭の方々に、できるだけ自立支援という目的を持っているような業務をやっています。その大きな一つは、今社会福祉総合センターにある母子寡婦福祉センターというところで、就業支援の講習会を行っております。これにつきましては、母子家庭のお母さん方が一番都合のよい時に参加していただける形の、例えば午前、それから勤務後の午後、勤務後ですから夜ですね。そんな形でいずれか参加できるというようなことも行っています。それから、基本的には母子家庭のお母さん方はなかなか土日は本来はご家族というか、子どもと一緒にいたいということもでございます。そういうニーズを踏まえてできるだけ専門の指導員がおりますので、職安ともいろんな連携をしながらその職場の開拓に努めていて、少ないながらも実績を上げていると。そのような取り組みをしているところでございます。以上です。

金子座長 ありがとうございます。ちえりあの方をお願いします。

事務局 教育委員会の生涯学習推進課長の木村と申します。ちえりあの話が今出ましたけれども、ちえりあは学習施設ということで部屋としては研修室等の部屋のほかに、個別で使える部屋としては図書コーナーですとか、メディアプラザとかがございます。今のお話は子育てサロンの使い方ということでしょうか。

貝塚委員 あれだけ大きな場所なので、いつでも自由に行ける場所が。1階に一応子ども用のお部屋があるんですけども、あそこも申し込みが全て必要で金額もかかりますよね。ああいったお部屋でいつでも行けるような場所があれば、せっかくなので子どもから老人までということで、そう

いったようなことはできないのでしょうか。

事務局 基本的にはいろんな方が学習なり、できるようなことで使っていただいているんですけども、ホール、それから研修室についてはそれぞれ何カ月前からの申し込みということがございまして、申し込みが重なれば抽選ということですが、それは一般の方に特に差を付けているということではなくて申し込みいただいて取ればお使いいただけると思っております。

貝塚委員 そういうことではなくて、常設で無料で行ける場所が増えればいいなと思って、そういったことはちえりあの中ではできないのでしょうかということなんですけれども。

事務局 常設でということは、その専用に使えるということですね。ちえりあの設置目的がどなたでも自由に申し込んでいただけてということで設置しているものですから、建物の設置目的としては特定の使い方ということでは今のところなってございません。

長谷川委員 多分、今、貝塚委員のおっしゃっていたことは、子育てを家庭でしていらっしゃる方の意見をまとめて言ってくださったような気がするんですけども、ここに概ね着実に進められていたというような総括が出ていますが、個別には数字で挙げるとそうかもしれないんですが、実際に子育てをしている人たちの実感としてはあまり変わっていないんじゃないかという思いがすごくあるのではないかなと思うんですね。それで例えばこの3つの中の目玉で、一つは家庭で子育てをしている人たちを支援していこうというのが大きく出ていたはずなんですけれども、なかなか実際に家庭で子育てしている人たちがそれを実感できていないというのが、今の現実なんじゃないかなと思うんですけども。例えば地域型も含めてなんですけれども、どうしてサロンが必要かという、日常的に常に行けるといふ安心感が必要ということがあって、せめて週に1回というようなイメージがあると思うんですけども、今だと月に1回もみんな含めて1回と数えているとか、そういうことがやはり子育てをしている人たちの実感とちょっと遠いものがあるんじゃないかなと感じているんですが、札幌市の財政状況等についても総合的に考えながら対応するという言葉があるんですけども、そういう実際のニーズを厳しい財政状況の中で、例えば1カ所でも多く子育て中の人たちが集える場所を作ってほしいというようなニーズに対して、どのような形でこれから答えていこうとお考えなのかちょっとお聞きしたいと思います。

金子座長 それではかなり大きな話でございしますが、部長からお願いします。

事務局 子育てサロンに対する地域の強い声というのは十分認識はしておりますし、またその必要性も我々も計画の中でも非常に高い位置づけをしているつもりでございます。ご存知のように、我々この表に書いていますように、平成21年度に100%、200校、いわゆる小学校全校にこのサロンの整備を図っていきたくて。その実績も限りなく計画を上回った状況で来ておりますので、21年という

までも、できるだけ早く全小学校区にサロンの整備をしていきたいと考えております。当然ご指摘もありましたように、数だけ小学校区にあっても、問題はその質といいですか、内容が問題になってくるわけでございますので、我々は当然まずそのベースを確保し、確保した段階でさらにその質、内容を充実させていくという形のを今できるだけ努力していきたいと考えております。そういう意味では、地域の方々に協力を願うことが多々ございますけれども、我々もできるだけそういうサロンが立ち上げやすい環境にこれからも力を努めていきたいと思っています。以上でございます。

金子座長 ありがとうございます。長谷川委員、よろしいでしょうか。ほかにございませんでしょうか。

事務局 子ども育成部長の奥岡でございます。最初に貝塚委員の2子目、3子目の対策ということで、経済的負担のことも含めてご質問がありましたので、お答えしたいと思います。子ども未来プランの中でも策定にあたりまして、調査もしておりますけれども、やはり経済的な負担がかなり大きくなっているということで、すでに保育所ですとか、いろんな施策としてはそれなりの対策もこうやってとられてはおりますけれども、やはり国の政策、それから基本的市の政策という中で経済的負担の軽減をどうするかといった時に、現実的に今対応できるものと、それからやはり国でなければ対応できないものがございますので、私どもとすればやはり国に対して例えば要望するですとか、あるいは市の施策につきましても負担軽減については努力していきたいと思っておりますけれども、そこは一つの施策だけじゃなくてトータルで少子化に対応するためにどういった負担軽減がいいのか、そういうところも含めて今後も引き続き検討していきたいと思っております。

金子座長 ありがとうございます。

事務局 続きまして、貝塚委員の方から先ほどありました件で。再就職の支援というお話もございました。それで資料2の16ページになりますけれども、16ページの一番左ですね。男女共同参画推進室の方でやっている事業がここに書かれてありますけれども、その中で16年度実績をご覧くださいますと、いわゆる啓発事業ですね。講演会やトークセッションなどのほかに女性のための再就職準備講座、マナー編、パソコン編、これを合わせますと800名ぐらいの受講者があったということでございます。さらに男女共同参画に関する企業の意識調査の実施など。どこまで深く個人に対して再就職をサポートできるかという市役所としての、行政としての限界もありますけれども、このように各セクション、担当セクションではサポートさせていただいているという一つの例をご紹介させていただきました。以上です。

金子座長 はい、ありがとうございます。いかがでしょうか、ほかにございませんでしょうか。

岩田委員 17ページの2の3、再就職支援事業というのは実績として年40人で、女性の再就職を云々

するためにセミナーを試行的に実施したんだけど、下の備考として、若年層等支援事業の統合によりということで、女性のためのものを16年度トライしてやってみただけだけど、ニート対策なりに吸収される形で、女性特有というのは無しにしたんですよという風に、受け取ってよろしいのでしょうか。

事務局 所管部が今日ちょっと出席していないのですが、聞いているところではまさにその通りでございます。

岩田委員 ニートなり、フリーターなりの増大という部分の対策も社会全体としては大きな問題ですが、女性の再就職がそっちに吸収されてしまってなくなるというのは、ちょっと問題がまた別だだと思います。女性が1回、子育てで家に入って、さらにまた就職、労働市場に戻りたいという時のサポートはニート対策とは別だろうと思うので、それを吸収して女性の再就職のものがなくなってしまうというのは残念だなと思って見ていたんですが。

事務局 ただ今の岩田委員のお話ですけれども、同じ17ページの再就職支援事業の隣りに、女性就職支援事業というのがございますね。こちらの方では基本的な職業相談、職業紹介を行っていくということで、17年度につきましてもセミナーですとか、そういったものが計画されておりますので、一つは整理もされておりますけれども、一方では、こういった施策も進めていくということではないかと思えます。

岩田委員 今日ここに、その雇用推進部の方がいらっしゃらないということなので、伝言していただきたいのは、ある程度技能を持った方であればこういう紹介をしてもらったり、職業相談とか紹介はオーケーだと思うんですが、主婦しかやったことがなくてパソコンもどうにもという方には、やはりこの講習という部分が、17ページの一番左側のラインでやっている、せっかくいい事業があったのにそれが立ち消えになって、何となく職業斡旋だけしますよというのはもったいないなと思いました。

事務局 ただ今のご意見も担当の所に伝えていきたいと思えます。

金子座長 はい、次に少し報告していただくこともありますので、議事についてはいかがでしょうか。ほかにございませつか。ずっと聞いておりました、やはり社会全体で支援する場合に札幌市として単独で全部できることと、相手が必要で相手をお願いしなければいけないという事業があるようで、それについては、なかなかこちらの意向通りにはならないということがわかってきたのではないかと感じております。例えば、小児医療の充実という所を見ると、札幌市としてはやはり条件整備しかできなくて、具体的には医師会ないし開業医の先生方をお願いするしかないということがあるのであらうと思えますし、今の再就職にしましてもセミナーを開くというところまでは可能で

しょうけれども、それから先に実際に採用するという点についてはやはり自治体単独ではなかなか難しいことがあって、基本的な視点の社会全体での支援ということも十分、それこそみんながわかって全体として少子化を止める、子どもの輝きが...というような理念に向けて行くしかないのだろうという風に感じております。その子どもにつきましては、まだ札幌市としてはほかにいくつかの用意がございますので、時間の関係もございましたので今からいくつか報告事項として、今予定されておりますことにつきましてここでご紹介していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。はい、それではどうぞよろしくお願いいたします。

札幌市からのその他の報告事項

事務局 報告事項といたしまして、昨年の子ども未来プラン策定時点ではその概要などが明らかではなかった全市レベルの大きな事業について、そして当協議会の設置要綱の改正について、それぞれ所管からご説明させていただきたいと思っております。

事務局 子どもの権利推進課長の杉本と申します。よろしくお願いいたします。私からはこのプランにも掲載されておりますが、仮称札幌市子どもの権利条例の制定に関する取り組み状況と、現時点で想定してございますスケジュール等につきまして、資料4と資料5に基づきましてご説明させていただきます。

最初に資料4をご覧ください。子どもの権利条例の制定につきましては、さっぼろ子ども未来プランの中にも掲載しておりますが、すべての子どもが持つ権利や自由が最大限尊重される社会の実現を目指して、子どもの権利条例づくりに取り組むこととしております。条例づくりを進めるにあたり、昨年度を条約の普及啓発、強化の年と位置づけまして、パネル展や子ども向けにフェスティバルなど各種の啓発活動に取り組んでまいりました。そして今年度に入りまして、資料の上段、中段部分に記載しております通り、具体的な条例制定作業に取りかかり、4月に子どもの権利条例の素案を策定する札幌市子どもの権利条例制定検討委員会を立ち上げました。検討委員会は子どもの意見、市民の意見が反映された市民手づくりの子どもの権利条例素案を策定することを目的としております。この検討委員会では子どもを含めた市民参加の手づくりの条例を作るために、委員各位の知識を条例に反映させると共に、子どもたちの実情、実態を把握し、意見や考え方をより多く聞いて、条例に最大限反映させたいと考えてございます。その趣旨のもとに委員会の中に幼児・小学生部会、中・高校生部会、親部会、子どもの指導者部会、地域部会の5つの部会が設けられ、部会ごとにそれぞれ対象とする市民や子どもの意見を集約する活動を行い、その結果を元に検討委員会で議論を進めていくこととしてございます。検討委員会の委員といたしましては学識経験者や、公募の市民、高校生など25人の方を委嘱してございます。委員の構成につきましてはお手元の資料5をご覧ください。委員長には本協議会の委員でもございます札幌弁護士会子どもの権利委員会委員長の内田弁護士が選任されております。また同じく協議会の会員でございます岩田美香北海道医療大学助教授、芝木捷子札幌市私立幼稚園連合会会長も検討委員となつてございます。続きまして資料4に戻りまして、上段・中段部分をご覧ください。検討委員会の取り組み活動でございますが、市民や

子どもたちの意見を聞く懇談会や、児童養護施設等への出向き調査、子どもの権利などに関するフォーラムなどを実施するほか、委員会の審議内容などについてホームページ等でできる限りの情報提供を行います。またホームページでの意見聴取や、骨子案に対するパブリックコメントの実施などを、広く市民の方の意見を伺いながら取り組みを進めていくこととしてございます。また市庁内におきましては札幌市保健福祉施策総合推進本部の次世代育成支援推進部会を中心に、子ども未来局と関係部局との連絡会議を適宜開催しております。また、とりわけ密接な関係にございます教育委員会とはプロジェクト会議を設置して、学校における子どもの権利条約の普及啓発や、子どもたちの権利条例づくり参加などについて、連携した取り組みを進めてまいります。さらに議会に対しましては少子化対策、青少年調査特別委員会等を通して、経過説明を適宜行ってまいりたいと考えてございます。次に、下段に掲載してあるスケジュールについてでございますが、権利委員会の予定でございますが、まずこの7月、8月に子どもたちが普段考えていることや、大人の子も観について懇談会、出向き調査やホームページ等により意見を伺います。ここで出た意見などを元にすでに実施されている施策なども参考にしながら、9月から11月にかけてフォーラムも交えて集中的に議論をし、年内に条例の方向性を示す中間答申をいただくことを目指してございます。中間答申に対しましても市民の方からご意見をいただき、来年度早々に条例の骨子案をまとめ、その後パブリックコメントを経て8月頃には答申をいただくことを目指してございます。このように、市民への意見聴取から条例素案の策定に至るまで、まさに検討委員会が主体となって取り組みを進めることといたしております。答申をいただきましたあとは来年度の第3回定例市議会を目途に条例案を提出し、議会のご審議をいただくことを目標としてございます。私からの説明は以上でございます。

金子座長 それでは次に幼児教育振興計画について、お願いします。

事務局 札幌市教育委員会総務課の企画係長の佐藤と申します。仮称札幌市幼児教育振興計画の策定につきまして、私の方からご説明させていただきます。まず、子ども未来プランの50ページにございます通り、現在札幌市では幼児教育に関する振興計画を策定しておりますけれども、その前段といたしまして幼児教育の今後の在り方につきまして、市民会議というものを昨年の8月に設置し、そこで審議いただいた答申がでございます。その答申がお手元の資料にございます。資料6でございますので、ご覧いただきたいと思います。

まず、1ページでございますけれども、市民会議の構成でございます。こちら11名で構成しております。ご覧いただいております通り、大学の先生お二方、座長、副座長でございます。それ以外は幼稚園関係者、公立私立幼稚園の関係の方々。PTAの方々、それと公募させていただきました委員の方3名。そういった構成で11名でご審議いただいております。1ページに検討の経過とございますけれども、そこから3ページまでは第10回の会議を開催いたしまして、この答申を作成しておりました経過を記載させていただいております。具体的に答申の中身につきまして構成を説明させていただきます。1ページの前に戻っていただきまして、目次をご覧いただきたいと思います。幼児教育市民会議についてという所が第1章になっております。今簡単にご説明させていただきます。

したところですが、第2章で幼児教育の現状と課題、第3章で札幌市が目指す幼児教育、第4章でこれからの幼児教育の在り方、それから第5章で多様なニーズへの対応と。こういった構成で答申が作成されております。

それではそれぞれの、第2章以降の中身につきまして簡単にご説明させていただきたいと思っております。4ページをお開きいただきますと、非常に多岐に渡る現状と課題でございますので、かいつまんでご説明させていただきます。まず子どもの現状と課題でございますけれども、これにつきましては幼稚園児の3歳児。3歳児から幼稚園児は就園いたしますけれども、3歳児につきましては食事、排泄、衣服の着脱など身辺自立に遅れの目立つ子どもが増えているといったような指摘。それから子どもの遊びの面では、いろいろな習い事とかテレビなどを鑑賞することが多く、擬似的な体験が多くなっているといったような指摘。それと少子化でございますので、兄弟姉妹が少なく、近所の人々との付き合い、関わりも減少しているといったことから、子どもが集団で遊ぶ機会が減少しているといったような指摘がなされております。次に5ページになりますが、幼稚園教育の現状と課題でございます。この幼稚園教育の現状と課題につきましては、幼稚園教育そのものが社会的認知度が低いといったようなこと。それと幼稚園教育の質的な評価について研究が不足しているといったようなこと。そのようなことから幼稚園教育の質の向上を図ろうとすれば、幼稚園教員などの保育者のレベルを高めていく必要があるといったような指摘がございまして、それら幼稚園教育の質的向上を図るには教員の質的向上を図るほか、第3者的な評価の仕組みといったものも必要だろうといったようなこと。それと幼児教育の研究的な機関の設置が必要だと。そのようなことが指摘されております。次に6ページでございますが、幼稚園の現状と課題の中では、札幌の幼稚園は134園の私立幼稚園と17園の市立幼稚園で構成されておまして、私立幼稚園はそれぞれ独自の理念に基づきまして教育活動を行っております。そして市立幼稚園につきましては、主に実践的な教育による研究推進の先導的な役割を担っているというような役割分担が一応ございますけれども、現状では私立幼稚園と市立幼稚園の連携が乏しいというような現状でして、私立幼稚園、市立幼稚園、それぞれの長所を生かして、相互の連携を図っていく仕組みづくりが必要であるといったようなご指摘を受けております。続きまして7ページになりますが、私立幼稚園の現状と課題では、私立幼稚園には幼稚園児のうち9割以上が通っているということでございますけれども、少子化などによる幼児数の減少から過去10年間では3000人以上の園児が減少している。平成16年度の定員充足率は87%ということになっております。続きまして、市立幼稚園の現状と課題でございますが、市立幼稚園は幼稚園教育の研究、それから障がいの疑いのある子ども、及び障がいのある子どもに対する教育の研究といったことを主な設置目的としております。先ほど申しましたように17園の市立幼稚園がございまして、3年保育を実施している幼稚園は3園ございますけれども、そちらの定員はほぼ100%という形で推移しておりますが、私立幼稚園と同じく近年の少子化の進行などに伴いまして、平均定員充足率は平成7年度は92%ございましたが、平成16年度は80%といったような形で低下してきているという現状でございます。続きまして8ページをご覧くださいますと、家庭の現状と課題という所では各家庭では子育てについて身近に相談する人がいないといったようなことがございまして、子どもの発達段階ごとの特性などを十分に理解しないで子育てをしている場

合もあるといったような指摘がございます。それと家庭における教育というのが幼児教育の基本ということになるわけですが、家庭で身につけるべき基本的なしつけについても幼稚園に求める保護者も増えているといったようなことから、保護者への教育や、保護者に対する支援の必要が生じているといったことが指摘されておまして、さらに男性も積極的に子育てに参加するといったようなことの必要性も指摘されております。続きまして9ページでございますが、地域の現状と課題という所では孤立した子育て環境で子育てをしている家庭が増えているといったようなことから、子育てを経験した主婦や高齢者などが体験談を語ったり、子育て相談に応じる場をもっと増やしていくといったようなことが指摘されております。続きまして10ページの5でございますが、幼稚園、家庭、地域の連携についての現状と課題でございます。地域では子育て家庭に手を差し伸べたいと考えている人もたくさんいらっしゃるということですが、どのように関わればいいのかわからないということで、子育て家庭に対する支援事業に対する参加を躊躇するというような現状もあるということから、幼稚園としても地域コミュニティの中で橋渡しの役割を果たしていく必要があるのではないかと指摘がございます。続きまして11ページ、6番目の幼稚園と小学校や保育所との連携についての現状と課題でございますが、こちらでは保護者の多様なニーズ、あるいは多様な就労形態、生活様式といった現状を反映したような、幼稚園と保育所でそれぞれ時代の動きを取り入れていくといったようなことが求められているという指摘がございます。また幼稚園児と小学校、こちらの方が交流がスムーズに行われるのであれば、幼稚園から小学校への入学がスムーズに行われやすいといったようなことから、連携を進めていくべきであるといったような指摘がございます。それと幼稚園と保育所、こちらと同じような年齢の子ども、保育所は0歳から5歳児、幼稚園は3歳児から5歳児ということでございますが、同じ年齢層の子どもを対象にしている施設でありますことから、幼稚園と保育所の連携が必要であるといった指摘がなされております。続きまして12ページになりますけれども、札幌市が目指す幼児教育でございます。こちらは家庭や地域と幼稚園がそれぞれ有する教育機能をバランスよく発揮する必要があるといったようなことで、幼稚園は幼児期の豊かな育ちを保障しながら質の高い幼児教育を提供していく必要があるとされております。さらに幼稚園は家庭や地域と結びながら、それぞれ教育力の向上を図るための中心的な施設として役割を果たしていきながら、なおかつ障がいのあるお子さん、子どもに対する教育なども充実するといったようなことと共に、保護者への支援に努めて、子どもの健やかな成長を保障していく必要があるとされております。

続きまして第4章でございますが、これからの幼児教育の在り方でございます、14ページをご覧くださいと思います。この第4章は幼稚園における教育の在り方、それから幼稚園を支える仕組みの在り方と、幼稚園における教育の方向性という所は大きく2つに分かれております。それぞれご説明申し上げますが、幼稚園の役割といたしましては幼児教育の充実を図るということと、幼児教育についての情報発信機能を強化していく必要があると。また義務教育就学前の教育ということでございますので、小学校教育との連続性を意識した教育内容とする必要があると。さらに地域に開かれた幼稚園といったことを目指していくということで、保護者への教育の充実や、子育て支援機能を強化していく必要があるとされております。続きまして私立幼稚園の役割ということで

16ページをご覧いただきたいんですけども、私立幼稚園につきましては先ほど現状と課題でご説明しました通り、幼稚園児の94%を私立幼稚園が教育しているということから、今後とも幼稚園教育を提供する主体といたしまして、建学の精神の理念の元に保護者の多様なニーズに的確に答えていく必要があると。なおかつ質の高い幼稚園教育を当然ながら提供していくということが期待されるという指摘でございます。また障がいのある子どもの教育につきましても積極的に役割を果たしていくべきであるとされております。続きまして17ページ、市立幼稚園の役割でございますが、こちらはこれまで市立幼稚園が幼児教育の研究成果、それから個々の幼稚園の豊富な経験といったことを活用いたしまして、多様なモデル的な取り組みを含む研究、実践としての役割を果たしていく必要があるとされております。なお市立幼稚園につきましては札幌市全体の幼児教育の質的向上に貢献するための公費の負担に見合った役割を果たしていく必要があると。そのために運営の一層の効率化を図っていく必要が求められるとされております。さらにその研究、実践の役割を果たしていく上で必要な園数を含む適正配置についても検討の必要があるとされておまして、検討にあたっては慎重に進めていくといったようなことが指摘されております。続きまして幼稚園を支える仕組みの在り方ということで、18ページになります。こちらは大きく4つの項目から成り立っておりまして、幼児教育の質的向上を図るための中枢機能の強化。これは18ページでございます。札幌市全体の幼稚園教育の水準の向上、幼稚園教員の資質の向上を図るために総合的な機能を強化していく必要があるといったようなことが指摘されておまして、次に幼稚園に対する第三者評価制度の導入ということで、19ページでございます。こちらは札幌市全体の幼児教育の質的向上を図るために幼稚園の教育環境や、教育内容に関して、客観的な基準に基づく第三者による評価を実施して、その結果を公表するためのシステムを検討していく必要があるとされております。続きまして3番目の私立幼稚園以外の園児の保護者に対する助成制度の再構築では、札幌市における一層の幼稚園就園の促進と、幼稚園教育全体の質的向上につながるような、より効果的、効率的な助成制度を検討していく必要があるとされております。最後の4番目になりますけれども、幼稚園教育関連予算への配慮ということで、ここでは札幌市は厳しい財政状況の中にあっても、幼稚園教育の重要性を認識し、必要な幼稚園関連予算の確保を求めるとされております。続きまして20ページ、家庭における教育の方向性でございますが、こちらでは保護者は子どもに愛情を持って見守りながらしっかりしたしつけを行う必要があること、また男性が子育てに積極的に関わり、子どもが安心して成長できる環境づくりに努める必要があること、それと保護者と幼稚園相互の情報交換や、保護者が幼稚園の保育に参加するなど幼稚園と家庭の連携を深める必要があるといったことが指摘されております。次に21ページになりますが、地域における教育の方向性でございます。ここでは地域住民と子どもの保護者との交流、それから保護者への教育の場としての幼稚園の活用、それから地域の子育て支援機能の強化、教育力の向上といったことを図る必要があるとされております。また幼稚園と地域は相互に行事に積極的に参加する、もっと密接に連携を図っていくべきであるとされております。

次に、23ページ5章の多様なニーズへの対応でございます。こちらは保育所と幼稚園の連携の在り方、それから小学校と幼稚園の連携の在り方、総合施設への対応と3項目からなっておりまして、

保育所と幼稚園の連携の在り方では、幼稚園と保育所は共に就学前の子どもを対象にする施設でございますことから、相互に保育について理解を深める必要があるといったようなこと。それから幼稚園教育の一環として、今預かり保育ということが行われておりますけれども、預かり保育の在り方についてさらに研究をしていく必要があるといったようなことが記載されております。次に小学校と幼稚園の連携の在り方では、現状と課題でも触れました通り、幼稚園から小学校にスムーズに就学していくためには、教育の連続性を保証するといったようなことが必要でございますので、子ども同士の相互の交流や、教員の合同研究といったことによって連携を深めていく必要があるということが記載されております。そして最後に総合施設の対応でございますが、こちらは教育委員会と関連部局、これは子ども未来局が中心になると思っておりますが、そういった関連部局間での連携を取りながら、総合施設の機能や、運営体制などを慎重に調査して、導入の是非について検討を進めていくといったことが望ましいということが、ここで提言されてございます。大変雑駁でございますが、答申の内容は以上でございます。

答申書の中身で申しますと、答申は24ページで終わっておりまして、その次に参考資料として資料がございます。めくっていただきますと、1ページ目に諮問文がございます。これは昨年8月6日にこの市民会議を設置した際の、教育庁からの諮問の内容でございますので、ご参考にしていただきたいと思います。その次に、めくっていただきますと2ページ目に中間報告に対する市民意見の概要ということで、この市民会議の中間報告というものを第8回の会議で作成いたしましたして、それをパブリックコメントという形で市民の皆様からご意見をいただくといったことをしております。こちら1598名の方から1040件のご意見をいただいております。内容につきまして記載してございますのでご参考までにご覧いただきたいと思います。多少長くなりましたが、幼児教育市民会議に対する答申の概要でございます。この答申を踏まえまして、今後幼児教育振興計画というものを策定いたしますが、それにつきましては簡単にスケジュールをご説明いたしますが、担当の幼児教育計画係長からご報告いたします。

事務局 総務課教育計画担当係長をしております榊原でございます。スケジュールの概要につきまして若干だけご説明をさせていただきます。今ご説明させていただきました市民会議の答申を踏まえまして、札幌市の中長期的な幼児教育の方向性を示すものとして、現在札幌市幼児教育振興計画というものの策定を進めておりますが、今後のスケジュールにつきましては、まず素案の部分につきましては来週の9月2日開催予定の文教委員会におきまして、素案の説明を行わせていただきまして、市民の皆様公表させていただきたいと考えております。その後、9月中旬から10月中旬にかけてパブリックコメントを実施すると共に、10月上旬に幼稚園教育タウントークというものを3回ほど実施する予定をしております。この中で市民の皆様から意見をいただきまして、計画の策定に反映させていきたいと考えております。こうした過程を踏まえまして、年内に計画を策定していきたいと考えております。なおパブリックコメント、タウントークの具体的な日程につきましては、広報さっぽろ9月号などにおきまして周知させていただく予定でございますので、よろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

金子座長 はい、ありがとうございました。それではもう1件、この協議会の設置要綱についてのご報告がございます。

事務局 冒頭にも触れさせていただきましたけれども、この推進協議会の委員の任期に関する要綱改正について、お諮り、ご報告したいと思います。報告資料の4番目として、札幌市次世代育成支援対策推進協議会設置要綱、資料番号7になりますけれども、これをお配りさせていただいておりますけれども、その要綱の第5条に委員の任期についての定めがございます。この件に関しまして、1つまずお願いさせていただきたいと思います。まずこの協議会の立ち上げが平成15年の11月6日で行われましたから、委員の皆様の任期はそれから2年間、つまり今年の11月5日までという風になっております。しかしながらそれぞれの団体にご推薦をいただいている委員の、その団体での任期が4月1日から翌年3月31日までというケースが大変多いことから、この協議会の任期も4月から3月というサイクルに合わせたいと考えております。つきましてはこのサイクルに合わせるため、資料7の要綱の裏面をご覧くださいんですけども、このように特例の要綱を定めまして、現在の皆様の任期を来年3月31日まで延期させていただきたいと考えているところであります。ご了承をいただければと思っております。ご了承をいただけますと、皆様には後日、11月6日から来年の3月31日までの延長分の委嘱状をお送りさせていただきたいと考えております。特にご意見、ご要望がなければ、そのようにさせていただきたいと考えている次第でございます。次、同じく第5条において、委員の任期については再任を妨げないとの規定があります。これに関しまして年末もしくは来年年明け早々にも、皆様宛に文書による再任についてのご意向を確認させていただきたいというお願いでございます。再任の確認をさせていただいた場合には、先ほど申し上げました4月1日から2年後の3月31日までの委嘱状をお送りさせていただきたいと考えております。また各団体ご推薦の委員の皆様につきましては、4月からだいたい6月にかけて開催される総会などで正式に決定されたあとで、委嘱状をお送りさせていただきたいと思っております。以上この2点について、要綱改正とそれに伴う事務処理等についてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

意見交換

金子座長 ただ今の設置要綱につきましていかがでしょうか。よろしいでしょうか。任期を3月末までにするということと、再任について妨げないということですが、いかがですか。よろしいですか。それではそういう風なことで、お願いいたします。ほかにご報告、前の2つ、子どもの権利条例と、幼児教育振興計画につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお出しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは少し時間がございますので、全体としてご意見、ご質問、ご提言がございましたら、是非この機会に出していただきたいと思っております。はい、志賀委員、お願いいたします。

志賀委員 初めて本日参加させていただきまして、今のさっぼろ子ども未来プランの方をいろいろと深く教えていただきましてありがとうございます。それでちょっと私も考えさせていただいていますが、北海道労働局雇用均等室で今少子化対策ということで、仕事と家庭の両立でございます、市の方は地域の皆様方へということですが、私どもの方としましては労働関係、それから雇用関係の方で周知啓発をいたしておりますもので、先程来の事業等も聞かせていただきまして、私どもの方で何か資料とか、そういうことでご協力できることがありましたら、やはり住んでいらっしゃる方は国の機関であろうが、市の機関であろうが、同じような形で情報の提供ということが必要かと思えます。また私どもの方も国の機関と申しまして、札幌市に雇用均等室1つあるだけなものですので、各市町村の皆様にはいろいろとご協力いただいておりますので、是非札幌市さんの方も私どもの方にお声をかけていただきまして、何かご協力できることがあるかと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

金子座長 せっかくですからというのは何ですけど、社会全体で取り組むということの中に、今年の4月1日で301人以上の正規の従業員がいる事業所でも、この行動計画を作る義務があったのですが、企業レベルでは非常に取り組みが遅いような印象を持つわけですが、そのあたり少し、志賀委員、情報がございましたら道内のことをかいつまんでご紹介いただくとありがたいのですが。

志賀委員 6月末段階で発表しているものですが、平成17年4月1日から、次世代育成支援対策推進法という法律が施行されまして、301人以上の事業主には自分の会社の従業員に対して、どうやって子育て支援をするかという計画を立てるということが義務付けられております。その計画を立てた内容までは私どもの方にお届けはいただかなくていいんですけども、301人以上の企業さんにおいては、私ども北海道労働局の方に、このような計画を立てましたよという報告、届け出の義務が課せられています。それで把握いたしております道内の301人以上の企業は、349。これは本社機能の企業でございますので、500人、1000人ある工場であったにしても、北海道に本社がなければうちの方の対象にならないわけで、本社がある企業が349でございます。それで6月28日現在なんですけれども、そのうち届け出をしていただいた企業さんが284ということで約81.4%。これは6月末現在ですが、現在のところもっと上がりまして、そのあと督促状などを出しておりますので、90%以上にはなっていると。まだ100にはなっていないんですが、今年度末までに100%を目指すということで、何回か、これから督促状とか電話とかでお話をしております。それで301人以上の企業さんは義務になっておりますが、300人以下の企業さんについては努力義務になっております。ただ、働く方にとっては301人以上であろうが、300人以下であろうが、仕事と家庭の両立は本当に必要なものですので、300人以下の企業さんに対していかにこの次世代法の周知といいますが、理解でございますね、それを進めていこうかというのがこれからの課題になるかと思えます。今、90%ぐらいにはなっているんですが、ただそれからもう一つ、300人以下の企業においても6月の末現在では25社届け出がされております。ちなみにこの次世代の法律に沿った行動計画を立てて、私どもの方に認定申請をされますと、両立支援のための認定マークというものが承認される状況になっております。

これは行動計画を立てた後、それがちゃんと実行できましたという時に、私どもの方に認定申請された段階で認定ですので、まだ認定マークを受けている事業所さんはないんですが、301人以上の企業の中で今のところ認定を受けようと希望しているのが2割ちょっとくらいかと思うんですが、ただまだ検討中という所が残りのうちの4割から5割くらいになっていますので、今後もっと上がっていくかとは思いますが。それとあともう一つ、行動計画もそうなんですが、働きながら妊娠・出産、それからまた男女ともに子育てができるようにということで、育児休業の改正も今年の4月1日施行されておりまして、その周知も含めて、札幌市さんの方には是非いろいろな資料等のご提供もさせていただこうかと思っておりますので、連携をいただければありがたいと思います。よろしくをお願いします。

金子座長 どうもありがとうございました。貴重な情報だったと思います。ほかにございませんでしょうか。はい、では竹本副座長、お願いいたします。

竹本副座長 札幌市幼児教育市民会議の答申に関してですけれども、ちょっと個人的に感想を言わせてもらいますと、表題が札幌市幼児教育市民会議ということなんですけれども、保育園では教育をしていないというような受け止め方をされる方が、市民の方でいらっしゃるのではないかなと思うんですね。ましてや委員の方にも、保育の関係者が入っていませんから。保育園でも、実際に今いろいろと子どもたちの発達の部分で問題があるのを承知しながら、随分多くの取り組みをしているんですね。ですから、そういう面では、単にこれは幼稚園の問題ということではなくて、幼児教育という風に捉えるのであればその辺の配慮をいただける方がいいのかなと思いました。所管が違いますから、事情はよくわかりますけれども、今後総合施設の問題なんか出てきますと、やはりそれぞれのセクションに分かれていていいのかなみたいな部分まで考えることもあるものですから、もうそろそろ子ども局みたいなものがあってもいいのではないかなと。そんなことも含めてちょっと感想を言わせていただきました。

金子座長 はい、ありがとうございます。ほかに。芝木委員、いかがですか。

芝木委員 今の竹本委員のご意見の中に、幼児教育という点ではというお話があったんですけれども、幼稚園も保育園も一応保育という言葉を使っているんで、幼稚園の場合には教育という取り上げ方をしますけれども、一応保育という中においては幼稚園も保育園も、私は同じことをしていると思うんですね。ただ時間が長いだけに、やっていることが少しずつ違ってきているというのは当たり前なことではないかなという気がしております。ですから連携というのがこれから大事になってくるなと考えております。それからサロンという考え方を私たちはしていないんですけれども、未満児の場所の提供というのはしているんですね。時間的にいうと1時間半から2時間半ぐらいで非常に短いんですけれども、本当に子どもがまだ遊べない1歳過ぎたばかりのよちよち歩きの子どもから、3歳ぐらいまでの子どもまで幅広く、1カ月に1回という100組以上の子どもたちが来る

んですね。その中で私たちができることは何だろうかという取り組み方をしているんですけども、そういう方たちが場を求めているということだけは非常によく伝わってくるので、私たちも多くできないかなと思っていても、何せ場所がないものでなかなかできないんですけども、大きな組織を持って、やはり子どもを安全に育てるということに目を向けてほしいなと思います。サロンという風にいて、誰かがいて、そして若干の援助でもしてくれとか、言葉をかけてくれるということはものすごく大事なことだと思いますので、そこに例えば午後から幼稚園の先生方が出て行けるなどということも一つできることなのではないかなと思いますので、できないことから手を付けなくて、できる方法ということを考えてもらいたいなと思います。それから今育児休暇のことが出たんですけども、なるべく育児休暇を取っていただいて、そして子どもが育ちやすい、親と一緒に時間を少しでも持てて、そして職場復帰をしていけるという社会ができないかなと思っております。そして、幼児の場合には病気になった時には戻してほしいという、そのことが私たちの願いです。病気になっても帰ることはできない。急に病気になるわけで、予定して病気になると病院とかに行けるんですけども、子どもは予定しないで病気になりますから、親を戻してくれるというのが組織的にできるといいなと思っております。

志賀委員 ちょっとよろしいでしょうか。今、子どもさんの、子どもは突然病気になる、熱を出す、けがをするということなのですが、先ほどちょっと申し上げましたが、育児介護休業法の何回目かの改正で4月1日から新たに加わりましたのが、子どもの看護休暇制度でございます。これはすべての事業主に義務化されております。1年間に5日間。親一人についてで、子ども一人について5日間ではなくて、労働者一人について5日間ということで、これは今回義務付けられた法律でございますので、これも含めてやはり理解していただく。それは利用者の方もですが、事業主の方にもそういうことが新しい法律の中でできたということで、理解していただくことが、まず第一かなと思っております。いくら法律ができましても、なかなか理解いただけなくて、利用しづらいとそのまま眠ってしまうものですので、是非皆様方にもいろいろな機会に、こういう法律があっただけになっただけということ、ご紹介させていただきました。

金子座長 はい、ありがとうございます。

それではほかにございませんですか。はい、長谷川委員、お願いします。

長谷川委員

今、芝木委員の話聞いて、ある方に言われたことを思い出したんですけども、札幌市のサロンだったり、保育園開放だったり、幼稚園開放だったりという情報が、各区ごとに分かれていっぱい出ているんですが、札幌市全体についてあまりないと言われたことがあったんですね。だから全市的なマップみたいなので落としておいていただくと、引っ越す時にそういう所が近い所にアパートを探そうとか、そういうのがあるんですが、区が違うとなかなか情報がなくて、区役所まで行って取らなければいけないというのが、すごく子育て中の人にとっては大変だということを聞いたこと

があるので、そういうきめ細やかなサービスを是非やっていただけたらいいんじゃないかなと思います。

金子座長 はい、ありがとうございました。よろしいでしょうか。それでは第1回の次世代育成支援対策推進協議会をこれで終わらせていただきます。事務局の方にお返しいたします。

閉会

事務局 座長、並びに委員の皆様、大変長い時間に渡りまして、熱心なご審議ありがとうございました。それでは本日の札幌市次世代育成支援対策推進協議会を終了させていただきたいと思います。本日は誠にありがとうございました。